

## 「一般貨物自動車運送事業燃料価格高騰対策支援金」

### よくあるお問い合わせ

Q 申請書等の配布場所は。

A 申請書等の様式は市のホームページからダウンロードできます。また、市役所経済振興課の窓口でも配布しています。

Q 市内の営業所が複数ある場合の申請方法は。

A 事業主の法人が申請者となります。また、補助対象車両の上限は営業所ごとではなく、1事業者あたり20台までとなります。

Q 越谷市外に本社があるが、対象となるか。

A 越谷市内に営業所許可を有する場合は対象となります。

Q 越谷市内に本社があるが、車両を有する営業所がすべて越谷市外である場合は、対象となるか。

A 越谷市内に営業所許可がない場合は対象外となります。

Q 他の助成制度との重複はできるか。

A 国、県等の他の助成制度の受給による制限はありません。但し、「越谷市一般廃棄物処理事業者燃料価格高騰対策支援金」及び「越谷市し尿処理事業者等燃料価格高騰対策支援金」の交付を受けた車両は対象外となります。

Q 貨物軽自動車、霊きゅう自動車は対象となるか。

A 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を受けた車両のうち小型、普通、牽引の種別が対象となります。貨物軽自動車、自動二輪車及び霊きゅう自動車は対象外となります。

Q 申請後、支援金の入金までどの程度かかるか。

A 審査業務の状況にもよりますが、受付から概ね3～4週間で口座に振り込みます。但し、書類不備等があった場合は、補正のための日数を要します。

Q 支援金の税務上の取扱いは。

A 支援金は課税対象となります。実際に税負担が生じるかについては最寄りの税務署までお問合せください。